

東京都立成瀬高等学校 開放施設使用に関する決まり

都立学校開放事業運営委員長
東京都立成瀬高等学校長

- 1 校内への出入りは、指定の門から責任者と一緒に団体単位でお願いいたします。
- 2 事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則、校内への立入りはできません。
- 3 自動車及びバイクでの来校は原則として禁止します。公共交通機関または自転車で御来校ください。
- 4 自転車は、指定された場所に置いてください。
- 5 体育館の使用に当たっては、光熱水費負担金（照明及び空調）の納付が必要です。送付する納付書より、必ず納付期限までに金融機関で納付してください。なお、空調を使用する場合には、使用申込書に使用予定日時を記入してください。なお、空調使用期間は夏季（7月～9月）及び冬季（12月～3月）です。
- 6 納付された光熱水費負担金は、原則として払戻しいたしません。また、他の開放日の光熱水費負担金として充てることもできません。
- 7 都合により使用の取消しを行う場合は、使用日の前日までに本校開放事業担当へ御連絡ください。
- 8 屋外施設（グラウンド・テニスコート）が天候により使用できなかった場合は、本校開放事業担当者に申し出て、使用取消しの承認を受けてください。
- 9 予定していなかった空調を使用した場合は、本校開放事業担当者に申し出て、後日送付する光熱水費負担金納付書により納付してください。
- 10 使用当日は、領収書（使用票）、使用承認書及び団体登録証を持参し、在校する本校教職員等から確認を求められた場合は、提示してください。
- 11 使用時間は、準備から後始末までの時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 12 使用を許可された施設以外への立入りは禁止します。
- 13 敷地内は禁煙です。また、食事も原則禁止です。ごみ・空き缶等はお持ち帰りください。
- 14 施設使用の際は、出入りの時間を含め、近隣にお住まいの方への御配慮をお願いします。
- 15 使用中に学校の施設・設備等を破損したときは、本校開放事業担当者に申し出て、指示に従ってください。
- 16 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 17 各施設使用の際は、本校で決められた靴を使用してください。
（【例】 体育館：体育館用各スポーツシューズ、テニスコート：テニスシューズ等）
- 18 本校の電話を、呼出しや連絡等に使用することはできません。
- 19 使用後は必ず清掃、整地等を行い、学校教育に支障のないよう原状回復していただき、使用人数、備品・施設の異常及び事故の有無を管理指導日誌に記入してください。
- 20 体育館の使用終了後は、必ず照明及び空調のスイッチを切ったことを確認してください。スイッチの切り忘れにより光熱水費が発生した場合には、その分も御負担いただきます。
- 21 その他、本校の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。

以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止し、又は団体の登録を取り消すことがあります。

なお、学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、又は取り消すことがあります。